

6 特別な支援を要する生徒に対する配慮や支援の状況

資料 6

1 岩手県の状況

- ・病気や視覚、聴覚、身体等の障がいのために、通常の受検に支障を生じるおそれがあり、受検に特別な配慮が必要な場合には、「特別受検願」を提出する。
- ・「特別受検願」等により、学力検査の一部を変更せざるを得ない事情が生じたときは、高校教育課長に連絡のうえ指示を受けること。

(岩手県立高等学校入学者選抜実施要項)

特 別 受 検 願	
平成	年 月 日
高等学校長 様	
(志願者氏名)	
(保護者氏名)	印
下記のとおり、特別受検の取扱いをお願いします。	
記	
1 特別受検の事由 (病気や視覚、聴覚、その他身体の障がい等)	
2 特別受検の内容 (特別受検室での受検希望等)	
3 添付書類 (健康診断票の写し、又は医師の診断書等)	
上記のとおり相違なく、特別受検の取扱いが必要であることを証明します。	
平成	年 月 日
(中学校名)	
(校長名)	印

受検に際しては、高等学校長が中学校長と連絡を取り合い、受検生の状況を把握し、高校教育課長と協議したうえで個別に対応。

2 これまでの配慮の内容

別室受検、座席の配慮、問題用紙の拡大、出題文の漢字にルビをふる、面接の順番を配慮、集団面接を個人面接で実施、補助具の使用(拡大鏡、車椅子)、受検での指示事項等を文書で提示、ヒアリング試験での配慮、時間延長、代筆等

障がい等による特別受検願申請数

H 2 0	H 2 1	H 2 2
3	4	7

3 他県の状況

受検に際して、特別な配慮を必要とする障害のある生徒等が出願する場合は、申請等の手続きおよび、承認を経て各県毎に適切な措置が講じられている。

配慮例：口述筆記、服薬等の配慮、面接の筆談等

